

【目次】

- 1 〔募集〕「第1回 市内若手社員向けセミナー『YAONA(やおな)！』」の参加事業所募集  
【高山市】
- 2 〔周知〕「電子申請未利用事業場アドバイザー」が労働保険電子申請をお手伝いします  
【厚生労働省】
- 3 〔周知〕6月「外国人雇用啓発月間」のお知らせ  
【厚生労働省】

- 
- 1 〔募集〕「第1回 市内若手社員向けセミナー『YAONA(やおな)！』」の参加事業所募集  
【高山市】
- 

市内の事業所に雇用された若手社員の職場への定着と、地域への誇りと愛着の醸成やスキルアップ、職場を超えた同世代の若者の交流によるネットワークづくりを目的として、「第1回 市内若手社員向けセミナー『YAONA(やおな)！』」を開催いたします。

対象となる若手社員をぜひ送り出してください。

■ 概要

- (1)日 時 令和6年6月26日(水) 午後2時00分～午後5時00分
- (2)場 所 高山市民文化会館2階 2-5 (高山市昭和町1丁目188番地1)
- (3)対象者 市内事業所に勤務する就職3年目以降の20代の方
- (4)内 容 ホームページ掲載の開催要領をご参照ください。
- (5)参加費 無料
- (6)定 員 40名

■ 申込方法

次の市ホームページから6月12日(水)までにお申し込みください。申込完了後、返信メールが届きますので、返信メールが届いていない場合はお問い合わせください。

<https://www.city.takayama.lg.jp/events/1000052/1020230.html>

(上記ウェブサイトの「関連情報」タグからお申込みいただけます。)

■ 受講決定通知

開催の1週間前までに受講決定のご連絡をさせていただきます。

申込数が定員を上回った場合、抽選により受講者を決定させていただきます。

■ 問い合わせ

高山市役所雇用・産業創出課

TEL 0577-35-3182

---

## 2 〔周知〕「電子申請未利用事業場アドバイザー」が労働保険電子申請をお手伝いします

【厚生労働省】

---

事業主の方が提出する労働保険関係の各種届出等について、電子申請の利用が可能です。事業主や担当者の皆さまからの「電子申請をしたいが、初期設定の方法が分からないので教えてほしい」というご要望を受けて、厚生労働省が電子申請の開始に必要な初期設定をサポートする事業を実施しています。

アドバイザーによる個別サポート（オンライン・訪問）、セミナーへの参加、チャットによる質問などのメニューを用意しています。いずれも料金はかかりません。

ぜひご活用いただき、令和6年度の年度更新は電子申請をご利用ください。

### ■お申し込み・詳細

電子申請の利用に関する無料サポートはこちら

（電子申請未利用事業場アドバイザー事業 ※厚生労働省委託事業）

<https://denshi-shinsei.jp>

### ■電子申請に関する情報

労働保険関係手続の電子申請について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/hoken/denshi-shinsei.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/denshi-shinsei.html)

---

## 3 〔周知〕6月「外国人雇用啓発月間」のお知らせ

【厚生労働省】

---

厚生労働省は、6月を「外国人雇用啓発月間」と定め、事業主をはじめ広く国民の皆さまに、適正な外国人雇用についての啓発活動を行っています。

今年度の標語は「ともに創ろう、みんなが働きやすい職場 ～外国人雇用はルールを守って適正に～」です。

外国人労働者が日本で安心して働き、その能力を十分に発揮する環境が確保されるよう、外国人を雇っている事業主の皆さまは、守るべき雇用ルールについて、いま一度確認をお願いします。

### ■外国人を雇用する上でのルール（指針）など詳細

<https://www.mhlw.go.jp/content/11655000/001100538.pdf>

配信中止や配信先のメールアドレスの変更を希望される場合は、  
rousei555@city.takayama.lg.jp あてにメールでご連絡ください。

本文：事業所・団体名、氏名

本文：事業所・団体名、氏名、新・旧メールアドレス

[illegible]